

議会活性化検討会
報 告 書

平成19年12月

議会活性化検討会

目 次

		頁
I	はじめに	1
II	検討会の活動経過	2
III	提言	3
	(1) 予算特別委員会の設置について	
	(2) 決算特別委員会の見直しについて	
	(3) 政務調査費の見直しについて	
	(4) 費用弁償の見直しについて	
	(5) 議員会館の見直しについて	
IV	おわりに	10
V	検討会委員名簿	11
VI	参考資料（中間報告書）	12

1 はじめに

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方公共団体においては自己決定の裁量が拡大し、自己責任の範囲も拡大するなど、地方分権が進む中で、議会の果たすべき役割も、これまでの政策の決定、監視・評価といった機能にとどまらず、住民の多様な意見を反映させるべく、独自の政策立案機能を高めていくことが求められている。

本県議会においても、平成15年度に設置した議会活性化検討会からの提言を踏まえ、その成果を平成16年度から実施に移し、議員による政策条例の提案や本会議の質問への「一問一答方式」の導入、テレビやインターネットでの生中継など、「住民とともにある議会の実現」に努めてきた。

しかしながら、予算審査の充実を図るための予算特別委員会の設置については、本会議一般質問における一問一答方式の導入状況を見ながら改めて検討を行うこととし、政務調査費については、地方自治法上は収支報告の提出しか義務付けられていないため、制度改革に向けての具体的な結論を得るまでには至らず、将来に向けた課題とされてきた経過がある。

そこで、当検討会では、まず、予算特別委員会の全国の設置状況を調査した上で、決算特別委員会の審査のあり方も含めて検討を進め、本県議会においても来年度、予算特別委員会を設置する方向で検討を行った。

また、政務調査費については、各議員の考え方を十分に踏まえつつ、政務調査費の透明性の向上を図り県民への説明責任を果たすとともに、その効果的な活用を図るため、交付先や使途基準、証拠書類の取り扱い等について、調査検討を行った。

さらに、費用弁償、議員会館の見直しについても調査検討を行ったが、他の検討テーマとの関係や時間的制約によって、今回は結論を得るに至らなかった。

本報告書は、議会活性化検討会において、委員全員の意見の一致のもとに取りまとめたものである。今後、この報告書の提言を基に、本県議会として必要な検討を加えられ、早期に実現が図られるよう望むものである。

平成19年12月18日

議会活性化検討会
会長 青木 克明

Ⅱ 検討会の活動経過

- 第1回 5月17日(木)
(臨時会閉会后) ・ 正副会長互選
- 第2回 5月30日(水) ・ 委員席の決定
・ 年間活動計画と検討テーマに対する意見交換
- 第3回 6月22日(金) ・ 検討テーマの決定と意見交換
(正副会長の案を報告)
- 第4回 8月 6日(月)
~7日(火) ・ 県外調査
(奈良県・和歌山県の予算委員会について調査)
- 第5回 8月21日(火) ・ 「予算特別委員会の設置」と「決算特別委員会の見直し」について調査検討
- 第6回 9月 4日(火) ・ 「予算特別委員会の設置」について調査検討。
・ 検討テーマの「決算特別委員会の見直し」「政務調査費の見直し」について意見交換
- 第7回 10月 3日(水) ・ 「予算特別委員会の設置」について調査検討。
・ 「政務調査費の見直し」について意見交換
- 第8回 11月30日(金) ・ 「費用弁償の見直し」「議員会館の見直し」について調査検討
・ 中間報告書(案)について意見交換のうえ決定
- 第9回 12月18日(火) ・ 報告書(案)について意見交換のうえ決定

Ⅲ 提言

1 予算特別委員会の設置について

(1) 委員会の法的位置づけ

- ・ 特別委員会とする。

(2) 委員会の定数

- ・ 定数は25名以内（議員定数の2分の1、ただし正副議長を除く）
※ただし、特例として、今任期中は議員定数の3分の1とすることも検討を要する。

(3) 委員会への付託案件

- ・ 予算案（当初、補正）及び予算関連議案
- ・ 県政の重要課題、又は部局横断的な課題で、特に調査の必要があるもの
- ・ 予算委員会に理事会等を設け、会派の意見調整等を行う仕組みとすべきである。

(4) 委員会の設置時期

- ・ 平成20年度から設置する。（できるだけ早い時期に設置）
- ・ 通年での設置を基本とする。

(5) 常任委員会との関係

- ・ 予算特別委員会から各常任委員会に部局別審査を委嘱、その結果報告を受けて、最終的に予算特別委員会で採決するが、討論は行わない。
- ・ 各常任委員会の委員長をメンバーに加える。

(6) 本会議との関係

- ・ 本会議で予算特別委員会からの報告を基に討論・採決を行う。
- ・ 今後、予算特別委員会の総括質疑と本会議の質疑・質問について、必要に応じて見直していく。

(7) 予算特別委員会での審査の流れ

- ・ 知事以下部局長等の出席を求めての総括質疑を実施。
- ・ 予算特別委員会開会、総括質疑後、各常任委員会に部局別審査を委嘱し、予算特別委員会において、常任委員会の審査報告後、採決するが、討論は行わない。
その後、本会議で予算特別委員会からの審査報告後に討論及び採決を行う。

・ 審査の流れ

- ① 予算委員会
(総括質疑→1～2日)
- ② 各常任委員会
(部局別質疑→1～2日)
- ③ 予算委員会
(常任委員会審査報告、採決→1日)

(8) 予算特別委員会のテレビ等での生中継についても検討する。

2 決算特別委員会の見直しについて

(1) 委員会の法的位置づけ

- ・ 特別委員会とする。

(2) 委員会の定数

- ・ 15名以内（議員定数の3分の1程度、正副議長・監査委員を除く）

(3) 委員会の設置時期

- ・ 9月に設置する。

(4) 常任委員会との関係

- ・ 各常任委員会の正副委員長のどちらかをメンバーに加える。
- ・ 部局別審査を常任委員会に委嘱する。

(5) 決算委員会での審査の流れ

① 決算特別委員会

（企業会計決算の審査・採決、普通会計決算の総括説明→1～2日程度）

② 各常任委員会（部局別審査→1日～2日程度）

③ 決算特別委員会（常任委員会審査報告・意見、要望事項協議・採決→1日）

3 政務調査費の見直しについて

(1) 支給先について

- ・ 政務調査費の支給先については、現行どおり会派とする。
- ・ 少数意見として、個人への支給も検討すべきとの意見があった。

(2) 領収書の開示レベルについて

- ・ 原則として取得し得る領収書、1円以上のすべてを対象とする。
- ・ 領収書が得られないケース等は、別途ルールを定める。

(3) 支給額について

- ・ 現行どおりの額を維持する。
- ・ 不用が生じた場合は返還する。
- ・ 少数意見として、支給額を減額すべきとの意見があった。

(4) 見直し実施時期について

- ・ 平成20年4月1日からを目途として、できるだけ早期に取り組む。

(5) チェック体制について

- ・ 会派内においてそれぞれ見直しに対応したチェック体制の整備を行う。
- ・ 議会事務局内に政務調査費に対する新たなチェック体制を設ける。

(6) 支出の基準について

- ・ 各会派共通の栃木県版政務調査費マニュアルをまとめる。
- ・ マニュアルづくりを協議をする場として、本県議会内に作業部会を設ける。

4 費用弁償の見直しについて

1 検討経過

- 議員が公務により出張等をする場合に支給される出張旅費、いわゆる費用弁償は、本県では、平成17年7月1日から現行の額が適用されている。
- 支給される額は、対象となる出張により積算方法が異なっており、①交通費の実費とキロ数に応じて一定額を雑費として支給する方式と、②議会の招集に応じて旅行した場合や閉会中の委員会に出席した場合に、その路程に応じて、1万1,500円から1万4,500円までの日額を支給する方式がある。
- 上記②の全国の状況については、額の幅はあるが、本県を含め距離別定額支給が36都道府県、交通費の実費に日当等の定額を加算しているところが8府県、交通費実費のみ支給が3県となっているが、多くの県で見直しの動きがある。

2 検討結果

- ① 費用弁償について、今回は具体的な内容を検討するには至らなかったが、支給額等、そのあり方について、今後見直すべきである。
- ② 費用弁償の見直しに当たっては、現在、検討を進めている政務調査費の見直しにも深く関連するため、政務調査費の見直し結果を踏まえて、検討すべきである。
- ③ 検討に当たっては、今年度に引き続き、来年度も同様の組織を設置して、できるだけ速やかに検討を開始すべきである。

5 議員会館の見直しについて

1 検討経過

- 議員会館は、栃の葉国体の開催を機に、県議会議員の円滑な議員活動を行う拠点として、また、会議等での利用や県議会議長、同副議長の公舎としての機能を併せ持つ施設として、議長公舎、知事公舎、部長公舎等を取り壊し、公館や職員会館「ニューみくら」と一体的に整備されたものである
- 議員会館には、議長公室や会議室、宿泊室が設けられているが、昭和55年3月の竣工から今年で築28年目となる施設の老朽化や不十分なサービス体制、利用の低迷などの問題から、平成18年2月の各派代表者会議において、今後のあり方が検討されている。
- 今後のあり方の中では、「①議会議事堂に近接し、一体的な利用が可能であり、閑静で優れた立地環境にあること、②遠隔地の市町村に自宅を持つ議員にとって円滑な議員活動のために不可欠な宿泊施設であること、③議長、副議長の公舎としての機能を果たしているなど、これらの役割を市内に立地するホテル等で代替することは困難であり、今後も議員会館として維持・運営していく。」との方針が打ち出されており、議員会館維持の必要性が示されている
- 利用拡大方策として、施設の維持補修の必要性やサービスの向上、議員による利用の促進、議員以外の者も含めた利用範囲の拡大についても検討すべきとしている。
- 運営の合理化では、利用料金の検討や管理経費の削減が検討されたが、将来的には民間への委託も含め検討することとし、当面は、現在の管理体制を維持することが決定されている。

2 検討結果

- ① 議員会館について、今回は具体的な内容を検討するには至らなかったが、行財政改革として県有施設全体の見直しが行われていることもあり、改修なのか、廃止なのかも含め、今後時間をかけて検討すべきである。
- ② 議会議事堂の補完的な機能を備えた施設として、今後も議員会館として維持・運営していくのであれば、施設の維持補修の必要性やサービスの向上、議員による利用の促進、議員以外の者も含めた利用範囲の拡大についても検討すべきである。

- ③ 各派代表者会議での方針決定から、約2年しか経過していないことや、財政状況なども踏まえ、当面は様子を見るとしても、議員会館の見直しについて、来年度以降も検討を継続すべきである。

Ⅳ おわりに

地方自治制度が制定されて以来60年が経過する中で、情報技術の進展や経済のグローバル化等によって、我が国を取り巻く環境は大きく変貌を遂げ、行政に対して住民が求めるものは、複雑多岐にわたるようになり、議会が果たすべき役割も刻々と変化している。

我が国では住民が議員と地方自治体の長の両者を直接選挙する二元代表制を採用しており、議会が知事と対等の立場で議論を交わし、地域の様々な課題を解決できるようにするため、本県議会においても議会活動の活性化と充実に取り組んできた。

平成19年度は、議長の諮問を受け、5つのテーマについて、当検討会において様々な角度から調査研究を行った。

今回、ここにまとめられた報告書は、本県議会の一層の活性化を図り、県勢の今後の発展に寄与しようとするものであるが、限られた回数での検討会であり、今回、十分議論を尽くせなかった項目もある。

こうした項目を含め、議会のあり方については、今後とも、折りに触れ、議会内で検討する機会を設けていくことが必要と考えている。

議会活性化のためには、議員一人ひとりがその自覚を持って活動すべきことは当然のこととして、さらに本報告書で提言した各項目についても、執行部等と調整の上、着実に実施に移されることを希望する。

V 議会活性化検討会委員名簿

会	長	青	木	克	明
副	会	野	田	尚	吾
委	員	齋	藤	孝	明
委	員	野	村	節	子
委	員	琴	寄	昌	男
委	員	小	瀧	信	光
委	員	早	川	尚	秀
委	員	三	森	文	徳
委	員	菅	谷	文	利
委	員	野	村	壽	彦
委	員	渡	辺		渡
委	員	板	橋	一	好

VI 參考資料

議会活性化検討会 中間報告書

- 予算特別委員会の設置について
- 決算特別委員会の見直しについて
- 政務調査費の見直しについて

平成19年11月

議会活性化検討会

1 はじめに

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方公共団体においては自己決定の裁量が拡大し、自己責任の範囲も拡大するなど、地方分権が進む中で、議会の果たすべき役割も、これまでの政策の決定、監視・評価といった機能にとどまらず、住民の多様な意見を反映させるべく、独自の政策立案機能を高めていくことが求められている。

本県議会においても、平成15年度に設置した議会活性化検討会からの提言を踏まえ、その成果を平成16年度から実施に移し、議員による政策条例の提案や本会議の質問への「一問一答方式」の導入、テレビやインターネットでの生中継など、「住民とともにある議会の実現」に努めてきた。

しかしながら、予算審査の充実を図るための予算特別委員会の設置については、本会議一般質問における一問一答方式の導入状況を見ながら改めて検討を行うこととし、政務調査費については、地方自治法上は収支報告の提出しか義務付けられていないため、制度改革に向けての具体的な結論を得るまでには至らず、将来に向けた課題とされてきた経過がある。

そこで、当検討会では、まず、予算特別委員会の全国の設置状況を調査したうえで、決算特別委員会の審査のあり方も含めて検討を進め、本県議会においても来年度、予算特別委員会を設置する方向で検討を行った。

また、政務調査費については、法制化の趣旨を十分に踏まえつつ、各議員の調査活動に支障が生じないように配慮するとともに、透明性の向上を図り県民への説明責任を果たすため、交付先や用途基準、証拠書類の取り扱い等について、調査検討を行った。

本中間報告書は、議会活性化検討会において、委員全員の意見の一致のもとに取りまとめたものである。今後、この報告書の提言を基に、本県議会として必要な検討を加えられ、早期に実現が図られるよう望むものである。

平成19年11月30日

議会活性化検討会
会長 青木 克明

II 検討会の活動経過

- 第1回 5月17日(木) (臨時会閉会后) ・ 正副会長互選
- 第2回 5月30日(水) ・ 年間活動計画と検討テーマに対する意見交換
- 第3回 6月22日(金) ・ 検討テーマの決定と意見交換
- 第4回 8月6日(月) ~ 7日(火) ・ 県外調査 (奈良県・和歌山県の予算委員会について調査)
- 第5回 8月21日(火) ・ 「予算特別委員会の設置」と「決算特別委員会の見直し」について調査検討。
- 第6回 9月4日(火) ・ 「予算特別委員会の設置」について調査検討。
・ 「決算特別委員会の見直し」「政務調査費の見直し」について意見交換。
- 第7回 10月3日(水) ・ 「予算特別委員会の設置」について調査検討。
・ 「政務調査費の見直し」について意見交換。
- 第8回 11月30日(金) ・ 「費用弁償の見直し」「議員会館の見直し」について調査検討。
・ 中間報告書(案)について意見交換のうえ決定。

Ⅲ 予算特別委員会の設置について

1 検討経過

(1) 予算委員会の設置状況

予算委員会は、47都道府県中、既に約6割の27都道府県で設置されており、本県同様、現在設置を検討している県が数県あるので、今後さらに増えることが見込まれている。

① 委員会の法的位置づけ

既に設置されている27都道府県中、特別委員会が21都道府県、常任委員会が1県、法定外の委員会が5県となっており、特別委員会としての設置が77.8パーセントと全体の約8割を占めている。

② 委員定数

全議員（議長又は正副議長を除くケースも含め広い意味での全議員）で構成しているのは8県と約3割（29.6%）にとどまり、議員数のおおむね4分の1から2分の1程度と、一部の議員で委員会を構成する都道府県が約7割（70.4%）を占め主流となっている。

③ 委員会の設置時期

毎定例会又は通年での設置は、9道県で約3割（33.3%）、2月と9月の定例会での設置が3県で約1割（11.1%）、2月定例会での設置が15都府県と、当初予算案が上程される2月定例会に設置、活動するところが約6割（55.6%）を占めている。

④ 付託案件

当初予算案のみの付託が11都府県で約4割（40.8%）、当初予算案及び補正予算案の付託が10県で約4割（37.0%）、予算案を付託しないところが6県で約2割（22.2%）となっている。

なお、当初予算案のみを委員会に付託しているところは、補正予算案については、常任委員会に分割付託している。

また、予算案を付託しない県は、法定外の委員会として設置する5県と、特別委員会を設置するものの、予算案はすべて常任委員会に分割付託をする群馬県の6県である。

⑤ 常任委員会との関係

予算委員会で審査・採決を完結するなど常任委員会を基本的に活用していないところは8道府県と約3割（29.6%）にとどまっている。

一方、分科会を常任委員会単位で設置し、部局別の審査を行うとこ

ろや各常任委員会に所管部門の調査を委嘱するところ、また、予算議案を常任委員会に分割付託するところなど、予算審査に常任委員会を活用しているのは19都県と全体の約7割（70.4%）に達しており、常任委員会の機能低下等を招かぬよう、何らかの形で常任委員会を活用しているところが主流となっている。

(2) 予算委員会の類型分析

上記の調査結果を基に予算委員会の全国の設置状況について、委員会の法的位置付けが特別委員会なのか常任委員会なのか、また、委員構成は全議員なのか一部議員なのかで分類し、さらに審査方法によって常任委員会との関係を細分化して分析を行うと、11の類型に分けることができる。

この中で採用県が多いのは、一部の議員で委員会を構成し、分科会を設けず、予算特別委員会で審査・採決を行う『類型4：特別委員会完結型』と、一部の議員で委員会を構成し、部局別審査を常任委員会に委嘱、全体審査・採決は予算特別委員会でを行う『類型7：常任委員会調査委嘱型』で、それぞれ6県が採用している。

次に多いのが、全議員が予算審査に参加、常任委員会単位の分科会を設置して部門別に審査を行い、全体審査・採決は予算特別委員会が行う『類型2：分科会設置型』で、4県が採用している。

その他の類型については、法定外委員会の県を除き、それぞれ1県ずつが採用している。

(3) 予算委員会の類型別審査方法

一部の例外を除き、審査については、ほとんどが総括質疑と部局別質疑に分けて、予算委員会、常任委員会それぞれで審査が行われている。

予算委員会の総括質疑については、多くの県で知事以下部局長等の出席を求め、一問一答方式あるいは一括質問方式を採用し、事前に発言通告を行い、発言時間に制限を設けるなど、本会議の質疑・質問に準じた方法で行われている。

2 検討結果

予算審査は、現在、各常任委員会に分割付託されているが、増え続ける行政需要は複雑かつ多岐にわたり、複数の部局にまたがる施策・事業も増加していることから、かねてより分割審査では、十分な審査ができないとの問題が指摘されてきた。

また、全国的に見ても、既に27都道府県で予算委員会が設置されており、さらに今後とも増加の傾向にあることから、本県においても、予算の一体的、総体的な審査の実現を図るために設置すべきである。

ただし、予算委員会の構成や運営は、既に設置されている都道府県の状況を見ても様々な形態が考えられるほか、県民により分かりやすいものとなるよう常任委員会や本会議との役割分担にも考慮すべきであることはいうまでもない。

以下に、当検討会において、予算委員会の大まかな設置案を取りまとめたが、実施に向けて運営上の課題等も考えられることから、県議会内での意思統一や執行部との調整に要する時間も考慮して、県議会としても早急に具体的な検討を開始すべきである。

- 予算委員会の法的な位置づけは、本会議や常任委員会など、基本的には現在行われている議会運営を尊重する観点から、特別委員会として設置すべきである。
- 委員会の定数については、全議員という考え方もあるが、本会議や常任委員会との関係も考慮して、全ての議員が4年の任期中に2回は予算審査に当たれるよう、定数は25名以内とすべきである。
ただし、平成20年度から設置する場合は、議員の残りの任期が3年間となるので、委員就任の公平性の確保の観点から今任期中は特例として、議員定数の3分の1とする案も含め、さらに検討が必要である。
- 付託案件については、予算案だけにとらわれず、予算関連議案をはじめ、緊急に取り上げるべき県政の重要課題等についても、審議できるようにすべきである。
また、委員会の円滑な運営や付託議案の取り扱いなどを協議するため、予算委員会に理事会等を設けて、機動的に各会派の意見調整等ができる仕組みを構築すべきである。
- 委員会の設置時期については、予算案以外の案件も考慮すれば通年設置が望ましく、遅くとも平成20年度当初予算の9月補正予算から審査が可能となるよう取り組むべきである。
- 常任委員会との関係については、議会活性化のためには、常任委員会

の役割はたいへん重要であり、予算案及び予算関連議案の部局別審査については、効果的かつ効率的な審査が行える常任委員会に委ねるようにすべきである。また、予算特別委員会での審査に常任委員会の意思が正確かつ迅速に反映できるよう、常任委員会の委員長を予算委員会のメンバーに加える必要がある。

- 本会議との関係については、予算特別委員会の総括質疑が、本会議の質疑・質問と重複する傾向にあり、この調整をいかにすべきかは多くの県で課題となっている。

今後、本会議での一般質問との関係など、新たな課題が生じることも考えられるため、本県議会においても、予算特別委員会の総括質疑と本会議との関係について、必要に応じて見直していくべきである。

- 予算委員会での審査の流れについては、知事以下部局長等の出席を求めて、予算特別委員会での総括質疑を経て、各常任委員会で部局別の質疑を行い、再び予算特別委員会を開催して、常任委員会の委員長報告を受けて採決という日程が想定されるが、会期日程にも影響する可能性があり、早急に検討を始めるべきである。

- 議会の活性化を図り、県民へ開かれた議会を実現するため、予算委員会のテレビ等での生中継についても検討すべきである。

○ 答申案のまとめ

1 予算特別委員会の設置案について

(1) 委員会の法的位置づけ

- ・特別委員会とする。

(2) 委員会の定数

- ・定数は25名以内（議員定数の2分の1、ただし正副議長を除く、）とする。
- ※ただし、特例として、今任期中は議員定数の3分の1とすることも検討を要する。

(3) 委員会への付託案件

- ・予算案（当初、補正）及び予算関連議案。
- ・県政の重要課題、又は部局横断的な課題で、特に調査の必要があるもの。
- ・予算委員会に理事会等を設け、会派の意見調整等を行う仕組みとすべきである。

(4) 委員会の設置時期

- ・平成20年度から設置する。（できるだけ早い時期に設置）
- ・通年での設置を基本とする。

(5) 常任委員会との関係

- ・予算特別委員会から各常任委員会に部局別審査を委嘱、その結果報告を受けて、最終的に予算特別委員会で採決するが、討論は行わない。
- ・各常任委員会の委員長をメンバーに加える。

(6) 本会議との関係

- ・本会議で予算特別委員会からの報告を基に討論・採決を行う。
- ・今後、予算特別委員会の総括質疑と本会議の質疑・質問について、必要に応じて見直していく。

(7) 予算特別委員会での審査の流れ

- ・知事以下部局長等の出席を求めている総括質疑を実施。
- ・予算特別委員会開会、総括質疑後、各常任委員会に部局別審査を委嘱し、予算特別委員会において、常任委員会の審査報告後、採決するが、討論は行わない。
- その後、本会議で予算特別委員会からの審査報告後に討論及び採決を行う。

・審査の流れ

① 予算委員会

（総括質疑→1～2日）

② 各常任委員会

（部局別質疑→1～2日）

③ 予算委員会

（常任委員会審査報告、採決→1日）

(8) 予算特別委員会のテレビ等での生中継についても検討する。

IV 決算特別委員会の見直しについて

1 検討経過

(1) 委員会の法的位置づけ

常任委員会として設置している三重県を除き、他の46都道府県は本県を含め全て特別委員会として設置している。

(2) 決算委員会の複数設置の有無

8都県では、普通会計決算と公営企業会計決算の二つの決算特別委員会が設置されているが、本県を含め全体の約8割にあたる39府県では、単独での設置となっている。

なお、福井県では、昨年度まで各常任委員会単位に4つの決算特別委員会が設置されていたが、今回の改選を期に1つの決算特別委員会に集約をする形に改められている。

(3) 委員定数

議長や監査委員などを除き、全議員で構成しているところが8県、その他の都道府県は、おおむね議員数の4分の1から2分の1程度の定数となっており、本県の場合は、4年の任期中に1回就任することを基本に定数を定めている。

(4) 内部組織設置の有無

全議員で構成している県をはじめ13都道県において、内部組織として常任委員会単位で分科会を設置したり、2つの分科会で担当部局を分けて審査を行っているが、内部組織を持たないところは34府県と7割を超えている。

(5) 委員会の設置時期

6月あるいは5月設置が4府県、12月あるいは11月設置が5県で、本県同様9月定例会で設置しているところが38都道府県と全体の8割を超えている。

(6) 決算の認定時期

認定時期は、普通会計で見ると、9月定例会で認定するところは岩手県1県のみで、本県同様12月定例会または11月定例会で認定するところが圧倒的に多くて45都道府県、2月定例会での認定が愛媛県1県となっている。

(7) 予算審査との連携

5府県で予算審査との連携を図っており、三重県は予算決算常任委員会を設置しており、福井県では、決算審査についても、部局別審査を各

常任委員会に調査委嘱する見直しが行われている。

なお、大阪府ほかの3道県については、決算審査を早めることにより予算審査にも反映しようとする見直しを行っている。

本県においても、かつては12月に決算特別委員会を設置して2月定例会で認定していたものを、平成14年度から9月定例会に委員会を設置し、12月定例会で認定することにより予算審議に決算審査の結果を反映できるように改めている。

2 検討結果

- 委員会の法的位置づけについては、予算特別委員会との関係も考慮して、これまで同様特別委員会として設置する。

- 委員会の定数は、常任委員会に部局別審査を委嘱することから、全議員が任期中に一度は委員となることを前提に、15名以内とすべきである。

- 委員会の設置時期は、来年度予算に決算審査の結果を生かせるようこれまで同様に9月設置とする。

- 常任委員会との関係については、決算審査が効果的かつ効率的に行えるよう、予算特別委員会との関係も考慮して、部局別審査は、決算特別委員会から各常任委員会に委嘱すべきである。また、決算特別委員会での審査に常任委員会の意思が正確かつ迅速に反映できるよう、常任委員会の正副委員長のいずれかを決算特別委員会のメンバーに加えるべきである。

- 決算特別委員会での審査の流れについては、まず、企業会計決算の審査・採決と普通会計決算の総括説明を行った後、普通会計決算の部局別審査を各常任委員会に委嘱する。
次に、再び決算特別委員会を開催して、常任委員会の審査報告を基に、意見、要望事項の協議を行った後、普通会計決算の採決という日程が審査の大まかな流れとして考えられる。

○答申案のまとめ

1 決算特別委員会の見直し案について

- (1) 委員会の法的位置づけ
 - ・ 特別委員会とする。
- (2) 委員会の定数
 - ・ 15名以内（議員定数の3分の1程度、正副議長・監査委員を除く）
- (3) 委員会の設置時期
 - ・ 9月に設置する。
- (4) 常任委員会との関係
 - ・ 各常任委員会の正副委員長のどちらかをメンバーに加える。
 - ・ 部局別審査を常任委員会に委嘱する。
- (5) 決算委員会での審査の流れ
 - ① 決算特別委員会
(企業会計決算の審査・採決、普通会計決算の総括説明→1～2日程度)
 - ② 各常任委員会（部局別審査→1日～2日程度）
 - ③ 決算特別委員会（常任委員会審査報告・意見、要望事項協議・採決→1日）

V 政務調査費の見直し

1 検討経過

(1) 政務調査費交付の現状

政務調査費の交付先については、会派のみへ交付しているところが23都県ではほぼ半数を占め、議員のみへ交付しているところが6県、会派及び議員の両方へ交付しているところが17道府県、会派及び議員のいずれかを会派ごとに選択をするという選択制をとっているところが1県となっている。

交付状況については、議員1人当たりへの支給額を月額で比較すると東京都の60万円を最高に、最低の25万円を交付している県が3県と支給額には35万円の幅があるが、30万円を支給している県が最も多く、本県を含め17県となっており、47都道府県の平均額は35万3,404円となる。

交付形態については、毎月交付と定めているのが12都道府県、四半期ごとに交付が本県を含め34県、半期ごとに交付が1県となっている。

(2) 用途基準マニュアルについて

用途基準マニュアルを策定しているところが17道県、今後策定予定のところが12府県、今後作成するか検討中のところが3都県、策定予定なしとしているところが15府県となっている。

策定予定なしのところは、概ね全国都道府県議会議長会作成の「政務調査費の用途の基本的な考え方」を用途基準にしており、本県の用途基準である「栃木県政務調査費に係る留意事項」も、この全国都道府県議会議長会の基本的な考え方をもとに編集されている。

(3) 領収書等の添付状況

領収書の添付状況については、16道府県が添付を義務づけており、1円以上のすべての領収書又は支払い証明書の写しの添付を義務づけているところが岩手県、宮城県、新潟県、長野県が鳥取県の5県で、金額の差はあるものの何らかの形で領収書等の添付を義務づけているところが11道府県ある。

また、現在、検討中のところが、本県も含め28都府県となっている。

収支報告書への事業実績報告書等の記載状況については、提出を義務づけている収支報告書の中に、事業実績報告書等の様式も定めているところが6県、収支報告書の提出と合わせて事業実績報告書等の提出も義務づけているところが7県、合わせて13県で事業実績報告書等の添付を義務づけている。

2 検討結果

現行の本県の使途基準である「栃木県政務調査費に係る留意事項」は、ある程度評価できるものであるが、長野県の「政務調査費マニュアル」のように証拠書類の公開を前提として、各会派が共通の認識で詳細を定めたものとはなっていない。このため、本県議会においても証拠書類の公表を前提としたものに見直す必要がある。

特に、経費を按分する必要があるものなど領収書が得られないケースについて、どう取り扱うべきかを明確にして、場合によっては支払証明書等の活用も検討すべきである。

しかしながら、公開を急ぐあまりに、各会派の合意が得られない状況でマニュアルをつくることは望ましくないので、マニュアルづくりを協議する場として、早急に本県議会内に作業部会を設けるべきである。

- 政務調査費の支給先については、現行どおり会派とする。
- 領収書の開示レベルは、原則として取得し得る領収書、1円以上のすべてを対象とするが、領収書が得られないケース等も想定されるため、他県の事例などを参考として、支払い証明書の添付等、別途ルールを定めるべきである。
- 支給額については、本県議会は、行政の監視機関、又は議員発議による政策提言に必要な政務調査の重要性、また全国的な状況から当面現行どおりの額を維持すべきである。ただし、不用が生じた場合に返還すべきことはいうまでもない。
- 見直しの実施時期については、平成20年4月1日からを目途として、できるだけ早期に取り組むべきである。
- チェック体制については、添付書類が大きく増加するため、各会派内において、その体制の強化を図ることとするが、議会事務局内にも政務調査費に対する新たなチェック体制を設けるべきである。
- 支出の基準については、他県の例などを参考にしながら、各会派共通の栃木県版政務調査費マニュアルをまとめるべきである。そのためには、各会派がそれぞれに有識者の助言も持ち寄り、会派共通のマニュアルづくりを協議する場として、本県議会内に作業部会を設けるべきである。

○答申案のまとめ

1 政務調査費の見直し案について

- (1) 支給先について
 - ・ 政務調査費の支給先については、現行どおり会派とする。
- (2) 領収書の開示レベルについて
 - ・ 原則として取得し得る領収書、1円以上のすべてを対象とする。
 - ・ 領収書が得られないケース等は、別途ルールを定める。
- (3) 支給額について
 - ・ 現行どおりの額を維持する。
 - ・ 不用が生じた場合は返還する。
- (4) 見直し実施時期について
 - ・ 平成20年4月1日からを目途として、できるだけ早期に取り組む。
- (5) チェック体制について
 - ・ 会派内においてそれぞれ見直しに対応したチェック体制の整備を行う。
 - ・ 議会事務局内に政務調査費に対する新たなチェック体制を設ける。
- (6) 支出の基準について
 - ・ 各会派共通の栃木県版政務調査費マニュアルをまとめる。
 - ・ マニュアルづくりを協議をする場として、本県議会内に作業部会を設ける。